

IV
22
4
32

増田 61

公務従事ニ適ヤサル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件
 昭和二十一年勅令第九號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダ
 △」旨ノ受諾ニ件ト被スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、
 退職等ニ關スル件）並昭和二十一年閣令内務省令第一號（昭和二十一
 年勅令第九號施行ニ關スル件）公布相成候處別紙勅令、閣令及聯
 合國最高司令部發日本政府宛一月四日附覺書「公務従事ニ適ヤサル者
 ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件」並左記事項留意ノ上、貴省及管下各廳
 （又ハ）所屬職員並其ノ王管ニ係ル銀行、會社、營團、金庫及團體等
 ノ職員ノ人事取扱ニ關シ遺漏ナキヲ期セラレ度此段命ニ依リ通牒ニ及
 ビ候

記

一、調査表ノ作成

各省内務省令第六條第一項ノ各號ニ掲グル者（以下要調査表
 當者ト稱ス）ニ關スル調査表取扱計畫ヲ覺書第十二項參照ノ上、

獨立シ速カニ内閣ニ通報スルコト（別紙様式（一）參照）

- 各省ハ右計畫ニ基キ要調査表當者ニ付各本人ニ調査表ヲ配付シ
本人ヨリ之ヲ被スルコト
- 本人ヨリ被シタル調査表ハ各廳職員ニ在リテハ本廳長官其ノ他
ノ者ニ在リテハ當該人事ニ關スル主管責任者ニ於テ遺漏又ハ過
誤ノ有無ヲ調査ノ上、上司證明書ニ所要ノ記入ヲ爲シ之ヲ完備
スルコト

二、各省ハ調査表ヲ適當ニ取繼メ其ノ内一通ヲ内閣ニ送付スルコト

各省内務省令第六條第一項第一號及第二號ニ該當スル者ニ付調査
 表及其ノ他ノ資料ニ基キ内務省令別表第一ニ定ムル覺書該當者ノ範
 圍ニ該當スルヤ否ヤヲ調査シ、差當リ該當ノ恐アル者ノ名簿及之ニ
 對スル措置方法ヲ内閣ニ報告スルコト（別紙様式（二）參照）
 三、覺書該當者ノ決定

- 1、調査表及其他ノ資料ニ基キ覺書該當者タルコトノ決定アリタルトキハ内務省令第一條第二項ニ依リ關係省ヲ通ジ本人ニ通知スルト共ニ其ノ他ノ各省ニ對シテキ併ヤテ通知ス
- 2、覺書該當者ト決定セラレタル者内務省令第六條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル者ナルトキハ勅令第一條第一項ニ依リ退官退職セシメラルルコトトナルモ、同第一號ニ該當スル者ニ在リテハ通常ノ退官退職上ノ取扱ニ依リ退官退職ノ手續ヲ切リ、同第二號ニ該當スル者ニ在リテハ内務省令第二條ニ依リ主管大臣之ヲ解任スル手續ヲ採ルモノトス
- 3、覺書該當者ヲ内務省令第三條ニ基キ留任又ハ再任ヤシメントスル場合ハ覺書第八項ニ該當スルモノニ在リテハ公職能免延期報告書ヲ二通（別紙様式(三)參照）、覺書第九項但書ニ該當スルモノニ在リテハ公職不適格者復職申請書二通（本人ノ調査表ヲ添付スルコトヲ要ス）（別紙様式(四)參照）ヲ關係省ヨリ内閣ニ提出スルコト

出スルコト

右申請ニ對シ認可セラルル場合ハ内閣ヨリ此ノ旨關係省ニ通報ス

- 4、各省ハ要調査該當者ニ對スル調査表記録カード二通ヲ作成シ内一通ヲ内閣ニ提出スルコト（別紙様式(五)參照）

四、各種調書ノ提出

- 1、各省ハ前各項ニ定ムル調査表、名簿、報告書、申請書ノ外各通報告書ヲ其ノ都度内閣ニ報告スルコト（別紙様式(六)參照）
- 2、各省ハ速カニ内務省令第六條第一項第一號ニ定ムル「通常勅任待遇以上ノ者ノ占ムル官職」ノ範圍ヲ明カニスル調書ヲ提出スルコト

公職追放令ニ伴フ資格審査豫定計畫

期 間

審査スベキ官職

三月二日―三月五日

各國務大臣

三月五日―三月二十日

樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官

其ノ他ノ親任官

貴族院議員

三月二十日―三月末日

各省次官及各省局長

三月末日―四月十日

地方長官

大審院長、同部長、控訴院長、同部長、

地方裁判所長

徴事總長、控訴院檢事長、地方裁判所檢事正

四月十日―五月十日

日本銀行及其ノ他ノ特殊銀行ノ幹部職員

金庫、管庫ノ幹部職員

各統制會ノ幹部職員

統制會社ノ幹部職員

閣令内務省令別表第二ニ掲グル會社等ノ幹部職員

五月十日―五月二十日

各省所管ノ地方部長

大學、直轄學校ノ校長及學部長

別紙様式(一)

調査表取扱計畫要領

(省)

一、配布計畫

二、蒐集計畫

三、審査要領

四、調査表、情報ニ基キ執ル措置

五、分類及綴込計畫

右ノ通り相違無之候也

昭和 年 月 日

(官職氏名印)

別紙様式(二)

覺書該當者名簿及其ノ措置方法

省(廳)名

<p>一、官廳關係</p>	<p>氏名</p>	<p>覺書該當者タルノ經歷</p>	<p>其ノ措置方法</p>
<p>二、銀行、會社、營團、其ノ他ノ關係</p>			

別紙様式(三)

公職罷免延期報告書

(省) 罷免延期第 號 (調査表) 省第 號参照)

氏名 (振假名ヲ附スルコト)
地位

一 失格ノ理由

二 一時的留任ノ理由

三 最終的罷免ノ時期

右ノ通相違無之候也

昭和 年 月 日

(官職氏名印)

別紙様式(四)

公職不適格者復職申請書

(省) 復職第 號 (調査表) 省第 號参照)

氏名 (振假名ヲ附スルコト)

一 復職シムベキ地位及官等

二 右地位ノ職務内容

三 一時的復職ヲ要トスル理由

四 一時的復職ヲ要スル期間

五 他ニ適任者ヲ得ルコトヲ得ザル事情

右ノ通相違無之候也 (調査表謄本添附)

昭和 年 月 日

(官職氏名印)

調査表記録カード

一 氏名 (本姓名附し上)	二 現任所	三 所属官廳及官職名	四 現任所 所在地 (又ハ就職考 察中)	五 本人ノ履歴中 關係部分ニ關 スル概略	六 執リノ此措置 (該官職ノ印ヲ附シ年月日ヲ記入スルコト)	七 此ハ此ハ措置 任命官職ノ間聯合國 軍司令部令詳ニ將ニ爲 シク一切申請及新將ニ 對シテ指置及日本政府 又ハ指置及日本政府 記録及共ニ最高司令官指 令ニ基キ本人ノ初期ノ留任 取消ニ調査中ニ於テ此處 又公道ニ對シテ有罪決定 其ノ後ニ乘テ指置及本人 關シテ其地ニ一切措置 記録スルコト
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
			地位ニ就職申請却下セリ	地位ニ留任	地位ニ就職申請認可セリ	

別紙様式(五) 調査表(第)號

別紙様式(内)

公職不適格者ノ調査又ハ排解ニ際スル各週ノ告書
自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

(省)

一 調査ヲ要スル地位ノ総數

二 調査ニ調査完了セル地位及本週

調査ニ調査セラレタル地位ノ數及
種類

三 本週調査ニ離解セラレ又ハ就職
ヲ拒否セラレタル者ノ數

四 本週調査ニ離解セラレ又ハ就職
ヲ拒否セラレタル者ノ氏名、階

級、地位及調査表番號

右ノ通り相違無之候也

昭和 年 月 日

(官職氏名印)

「其ノ他ノ軍國主義者及極端ナル國家主義者」ノ項該當者ノ判定
ハ個人的審査ニ依ツモ其ノ審査判定ノ標準ハ概テ左ニ依ル

昭和十二年七月七日ヨリ昭和二十年九月二日ニ至ル迄ノ間左ノ官職

ニ在リタルモノ

イ、各國務大臣

ロ、内大臣

ハ、樞密院議長

ニ、内閣書記官長

ホ、法制局長官

ヘ、情報局總裁

ト、企發院總裁

チ、興亞院總裁、副總裁

ニ、對滿學務局總裁（昭和十二年七月以前ノモノモ含ム）
又、檢事總長

2 昭和十二年七月七日ヨリ昭和二十年九月二日ニ至ル迄ノ間左ノ地位

ニ在リタルモノ該當スベキ明瞭ナル事實アリタルモノ

A、官廳關係

イ、内閣參議

ロ、内閣顧問

ハ、樞密院副議長

ニ、情報局 | | | | | 次長及各部長

ホ、企發院 | | | | | 次長及各部長

ヘ、興亞院 | | | | | 總裁長官、各部長及各連絡總長官

ト、對滿學務局 | | | | | 次長

チ、各省軍官 | | | | | 政務次官、參與官、總局長官及各局長

ニ、獨逸國及伊太利國駐劄時命全權大使
又、各地方總監、警視總監及各地方電報監理部長官

B、其他

イ、日本銀行總裁、副總裁

ロ、左ニ掲クル銀行、會社、營團其ノ他ノ法人、日本電占領地域内ノ支店又ハ代理店ノ支配人又ハ代表者

ニ、項該當以外ノ特殊銀行

内地ニ本店ヲ有スル普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社其ノ他ノ金融機關

國策會社

營團

統制會

統制會社

政府、特殊銀行又ハ國策會社ガ最大ノ出資者タル會社

ハ、日本電占領地域内各國政府ノ顧問（地方機關ノ顧問ヲ含ム）ノ地位ニ在リシ者ニシテ、項該當者以外ノモノ

ニ、思想檢察又ハ保護觀察、豫防拘禁若ハ行刑ニ關係アル官吏タル經歷

ヲ有スル者ニシテ在職中重大事件ニ於テ演ジタル役割又ハ人權蹂躪

ノ事實、在職年限、在職當時ノ地位等ニ照シテ該當スベキモノ

ハ、特別高等警察ノ經歷ヲ有スル者ニシテ在職中重大事件ノ檢舉ニ於テ

演ジタル役割、在職年限、在職當時ノ地位等ニ照シテ該當スベキ

モノ

ハ、左ニ掲クル地位又ハ職業ニ在リタル者ニシテ、該當スベキ積極的

ナル活動ヲシタルモノ

イ、官吏（ノ乃至タニ該當スル者ヲ除ク）

ロ、貴衆兩院議員

ハ、文筆家

ニ、新聞紙、雜誌其ノ他ノ刊行物ノ出版事業主、發行者又ハ編輯

人

ホ、事業家

昭和十二年七月七日ヨリ昭和二十年九月二日ニ至ル迄ノ間左ノ會社

會長社長、副會長副社長及常任取締役、地位ニ在リタルモ、
航空機若ハ兵器、完成品、製造又ハ鐵鋼ノ生産ニ當レル有力ナル會
社又ハ國策會社

70項該當以外、國家主義的團體、暴力主義的團體又ハ秘密愛國團體
ノ代表者及最高執行者

8 黨贊議員選舉ニ於テ所謂推薦ヲ受ケタルモ、
(備考)

2ニ掲グル地位ニ在リタル者ニ付日ニ該當スベキ明瞭ナル事實トハ
例ハハ

1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等、諸條約ノ締結又ハ
佛印進駐、日米開戰等ニ重要ナル役割ヲ演ジタル事實

2 軍國主義反對者ノ彈壓ニ重要ナル役割ヲ演ジタル事實
3 日本軍占領地域内各國ニ對スル經濟機關、借款供與ニ重要ナル
役割ヲ演ジタル事實

4 日本ノ軍事的活動ニ關シ資金ノ融通又ハ物資生産上重要ナル役
割ヲ演ジタル事實

等ヲ讀フモノトス

「E項」日本ノ膨脹ニ關係セル金融機關並ニ開發機關ノ役員ニ該當スルモノ
左ノ如シ

昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ左ノ銀行又ハ會社等
ノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役、理事、顧問相談役若ハ
監査役監事タリシ者又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ於テ其ノ
支配ノ支配人タリシ者

イ 南滿洲鐵道株式會社

滿洲拓殖株式會社

北支那開發株式會社

中支那振興株式會社

南洋拓殖株式會社

臺灣拓殖株式會社

滿洲重工業株式會社

南洋興發株式會社

東洋拓殖株式會社

戰時金融金庫

資金統合銀行

南方開發金庫

外資金庫

朝鮮殖産銀行

獨逸東亞銀行

朝鮮銀行

臺灣銀行

滿洲中央銀行

滿洲拓殖銀行

朝鮮信託株式會社

滿洲興業銀行

中國聯合準備銀行

蒙疆銀行

中央儲備銀行

樺太開發株式會社

滿洲投資證券株式會社

朝鮮金融組合聯合會

泰國國立銀行局

泰國銀行

華南銀行

橫濱正金銀行

2 昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ時期ノ如何ヲ問ハズ日本軍占領
地域内ノ日本銀行ノ支店若ハ代理店ノ支配人又ハ代表者タリシ者

